

高浜発電所 3 号機の使用前検査申請書の主な内容

1. 検査事項

- 一号検査※：構造、強度または漏えいに係る検査ができる状態になったときに行う材料、寸法、据付、外観、耐圧、漏えい、建物・構築物構造検査、状態確認検査
- 二号検査：蒸気タービン車室の下半分の据付が完了したとき及び補助ボイラーの本体の組立てが完了したときに行う材料、寸法、据付、外観、耐圧、漏えい、建物・構築物構造検査、状態確認検査
- 三号検査：発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になったときに行う核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等に係る機能・性能、特性、状態確認検査
- 四号検査：発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になったときに行う発電用原子炉に燃料を挿入した状態での核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等に係る機能・性能、特性、状態確認検査
- 五号検査：全ての工事が完了したときに行う最終的な機能・性能、特性、状態確認検査

※検査開始にあたっては、品質管理の方法等に係る検査が実施され、その後、一号検査が開始される予定。

（品質管理の方法等に係る検査）

工事に係る品質管理の実態が工事計画に従ったものとなっているかを確認するため、受検者の品質保証体制のもとで工事及び技術基準適合性確認等の検査に係る保安活動が実施されているか、各施設におけるそれぞれの活動の共通事項（品質保証の実施に係る組織並びに保安活動の計画、実施、評価及び改善）について、記録により包括的に確認する検査

2. 検査を受けようとする工事の工程

平成27年 8月	9月	10月	11月	12月
			定格出力運転 ▼	
	一号検査			
	二号検査			
	三号検査			
		四号検査		
				五号検査 □

3. 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期

平成 2 7 年 1 2 月

以 上